



茨城県報

第750号

平成8年5月7日

火曜日

目 次

告 示

ページ

●救急医療協力病院及び診療所の名称の変更(医療整備課)..... 1

●救急医療協力診療所の指定取り消し(")..... 1

公 告

●常陸那珂港港湾計画の変更の概要(港湾課)..... 2

●鹿島港港湾計画の変更の概要(")..... 4

●都市計画の図書の縦覧(都市計画課)..... 5

(監 査 委 員)

●定期監査の公表..... 6

●財政的援助団体の監査の公表..... 11

(人 事 委 員 会)

●平成8年度茨城県職員採用上級試験の実施..... 14

告 示

茨城県告示第591号

茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則(昭和52年茨城県規則第11号)第3条第1項の規定により指定した救急医療協力病院及び診療所から、次のとおりその名称を変更した旨の届出があった。

平成8年5月7日

茨城県知事 橋 本 昌

救急医療協力病院及び診療所の名称		所 在 地
変 更 前	変 更 後	
坂本医院	医療法人社団双水会 坂本医院	水海道市小山戸町1-1
永井神経サナトリウム	永井ひたちの森病院	日立市小木津町1020
医療法人社団同仁会 常南胃腸病院	医療法人社団同仁会 常南病院	行方郡潮来町大字辻386

茨城県告示第592号

次の救急医療協力診療所については、その開設者から茨城県救急医療協力病院及び診療所に関する規則(昭和52年

茨城県規則第11号)第2条の規定による申出の撤回があったので、同規則第4条第1項の規定により、同規則第3条の指定を取り消した。

平成8年5月7日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	所 在 地
早 乙 女 医 院	下妻市大串821

公 告

◎常陸那珂港湾計画の変更の概要

港湾法(昭和25年法律第218号)第3条の3第9項の規定に基づき、常陸那珂港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成8年5月7日

常陸那珂港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 港湾計画の変更の概要

平成3年10月28日付け茨城県報第289号によりその概要を公告した常陸那珂港湾計画について、平成22年における取扱貨物量を2,600万トンと想定して変更した事項は、次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地 区 名	水深(メートル)	面積(ヘクタール)
南 ふ 頭	7.5~10.0	9
中 央 ふ 頭	7.5~15.0	31

(2) 外郭施設計画

防波堤

地 区 名	名 称	延長(メートル)
南 ふ 頭	南 防 波 堤	250

(3) 係留施設計画

岸壁

地 区 名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用 途
南 ふ 頭	公 共 用	10.0	4 バース	一 般 船 用
		7.5	1 バース	
中 央 ふ 頭	公 共 用	15.0	2 バース	コ ン テ ナ 船 用
		14.0	2 バース	
		12.0	3 バース	一 般 船 用

地 区 名	公共用又は専用の別	水深(メートル)	バース数	用 途
中 央 ふ 頭	公 共 用	10.0	4バース	一 般 船 用
		7.5	3バース	

(4) 臨港交通施設計画

道路

名 称	起 点	終 点	車 線 数
1 号 線	南 ふ 頭 地 区	県道水戸那珂湊線	4
2 号 線	臨港道路3号線	臨港道路6号線	4
3 号 線	中 央 ふ 頭 地 区	県道常陸那珂港山方線	4
7 号 線	中 央 ふ 頭 地 区	臨港道路2号線	4

(5) 廃棄物処理・活用計画

廃棄物処理・活用用地

地 区 名	廃 棄 物		廃棄物処理用地の 面積(ヘクタール)
	種 類	量(万立方メートル)	
中 央 ふ 頭	産 業 廃 棄 物	360	23

(6) 港湾環境整備施設計画

緑地

地 区 名	面積(ヘクタール)
南 ふ 頭	23
中 央 ふ 頭	9
西 部	16

(7) 土地造成及び土地利用計画

地 区 名	面積(ヘクタール)	用 途
南 ふ 頭	32(23)	ふ 頭 用 地
	7	港 湾 関 連 用 地
	7(7)	交 流 拠 点 用 地
	9(7)	交 通 機 能 用 地
	23(21)	緑 地
北 ふ 頭	125(125)	ふ 頭 用 地
	115(70)	港 湾 関 連 用 地
	23(23)	廃棄物処理・活用用地
	25(19)	交 通 機 能 用 地
	9(9)	緑 地
西 部	74	港 湾 関 連 用 地
	35	都 市 機 能 用 地
	32	交 通 機 能 用 地
	16	緑 地

・()は土地造成を伴う面積で内数である。

(8) その他の計画

大規模地震対策施設計画

地 区 名	水深（メートル）	バ ー ス 数
中 央 ふ 頭	7.5	1
	10.0	2
	14.0	1
	15.0	1

2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県土木部港湾課

◎鹿島港港湾計画の変更の概要

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、鹿島港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

平成8年5月7日

鹿島港港湾管理者 茨城県

代表者 茨城県知事 橋 本 昌

1 港湾計画の変更の概要

平成5年8月12日茨城県報により、その概要を公告した鹿島港港湾計画について変更した事項は次のとおりである。

(1) 水域施設計画

泊地

地 区 名	水深（メートル）	面積（ヘクタール）
南	10.0～13.0	58

(2) 係留施設計画

岸壁

地 区 名	公共用又は専用の別	水深（メートル）	バース数又は延長	用 途
南	専 用	13.0	1 バース	危険物船用
		10.0	2 バース	危険物船用

(3) 港湾環境整備施設計画

緑地

地 区 名	面積（ヘクタール）
外 港	6

(4) 土地造成及び土地利用計画

地 区 名	面積(ヘクタール)	用 途
外 港	40(16)	ふ 頭 用 地
	52(44)	港 湾 関 連 用 地
	5(2)	交 通 機 能 用 地
	6(6)	緑 地

※()内は土地造成を伴う面積で内数である。

(5) その他の計画

イ 小型船だまり計画

地 区 名	港 湾 施 設
北 海 浜	防 波 堤

ロ 大規模地震対策施設計画

地 区 名	水深(メートル)	パ ー ス 数
外 港	10.0	3

2 港湾計画の縦覧の場所

水戸市三の丸1丁目5番38号 茨城県土木部港湾課

●都市計画の図書の縦覧

土浦・阿見都市計画下水道の変更に伴い、土浦市から当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成8年5月7日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画を変更する土地の区域

(1) 排水区域

(追加する部分)

土浦市大字常名 字西並木, 字中並木南側, 字今方, 字清水上, 字四町堀, 字原, 字かんふり坂, 字くさくら田, 字新田, 字原新田, 字長町, 字谷頭, 字南谷頭, 字とうか, 字乙越, 字東谷津, 字西谷津, 字中谷津, 字ミノワ, 字野岸, 字山川, 字松木, 字大和田, 字塚田, 字東大塚, 字二反田, 字三崎, 字池端, 字池下, 字フミタクチ, 字白尺, 字古道, 字宮下, 字神明, 字三神宮, 字三神宮下, 字天神久保, 字天神脇, 字八幡下, 字姥神後, 字弁才天, 字虚空蔵下の全部

字東並木北側, 字西並木北側, 字西原, 字北西原, 字中西原, 字南西原, 字西新田, 字羽黒, 字上白畑, 字西根, 字寺内, 字本方, 字前田, 字畑下, 字東松島, 字小野畑, 字中荒久, 字榎木田の各一部

土浦市大字殿里 字池下, 字北ノ内, 字塚田, 字殿里脇の全部

字間々田, 字第六, 字藤ノ木, 字八幡台, 字前田, 字苗代場の各一部

土浦市大字虫掛 字五反田，字下牛垣，字中坪，字屋敷付，字屋敷下，字下ヶ作，字辰ノ口，字三反田，字橋本，字東，字新地，字入道，字下坪，字西ノ内，字常名原，字聖至，字堂ノ前の全部
字立野，字神田，字中川面，字下川面，字道前，字長町，字下沼，字小沼，字塚田，字二又，字中アラク，字中蛭の各一部

土浦市大字大岩田 字塚田，字内根，字東平，字北平，字南平，字南平二階，字平宮脇，字観音下，字馬場先東，字馬場先西，字馬場先南，字根崎，字カジャ，字十二社，字十二社下，字辻前，字西ノ前，字堂ノ前，字堂屋久保，字堂屋台，字広見，字中台，字台田，字杉苗，字木曾，字白山，字五蔵，字五蔵池下，字弁天，字弁才天，字天神下，字東秋葉，字西秋葉，字中内，字中内前，字曲内，字毛下，字中峯，字中峯久保の全部
字後谷，字台田ノ上，字杉苗谷，字辰巳，字天神平，字天神本，字巖坂，字巖下，字瀧田の各一部

土浦市 字新川の一部分

(2) 下水管渠

(追加する部分)

3 号幹線

土浦市大字常名 字塚田，字畑下，字東松島，字長町の各一部

土浦市大字殿里 字前田，字北ノ内，字塚田，字間々田の各一部

常名 1 号雨水幹線

土浦市大字常名 字大新田，字西松島，字前田の各一部

土浦市大字虫掛 字道前の一部

(3) ポンプ施設

(追加する部分)

土浦市湖北一丁目の一部分

(削除する部分)

土浦市真鍋新町の一部

2 縦覧場所

茨城県土木部都市計局都市計画課

~~~~~  
( 監 査 委 員 )

### 茨城県監査委員公告第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づく定期監査を執行したので，同法同条第 9 項の規定により，次のとおり公表する。

平成 8 年 5 月 7 日

|         |   |   |     |
|---------|---|---|-----|
| 茨城県監査委員 | 荒 | 井 | 學   |
| 同       | 遠 | 井 | 光 雄 |
| 同       | 黒 | 川 | 活   |
| 同       | 鈴 | 木 | 恒 寛 |

| 機 関 名              | 実施年月日         | 監 査 の 結 果                        |
|--------------------|---------------|----------------------------------|
| 茨城県県西家畜保健衛生所       | 平成<br>8. 2. 2 | 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県立明野高等学校         | 8. 2. 2       | 同 上                              |
| 茨城県立下妻第二高等学校       | 8. 2. 2       | 同 上                              |
| 茨城県立水海道第一高等学校      | 8. 2. 2       | 同 上                              |
| 茨城県立伊奈高等学校         | 8. 2. 8       | 同 上                              |
| 茨城県立伊奈養護学校         | 8. 2. 8       | 同 上                              |
| 茨城県立茎崎高等学校         | 8. 2. 8       | 同 上                              |
| 茨城県水海道保健所          | 8. 2. 8       | 同 上                              |
| 茨城県立水海道第二高等学校      | 8. 2. 8       | 同 上                              |
| 茨城県立水海道産業技術専門学院    | 8. 2. 8       | 同 上                              |
| 茨城県下館警察署           | 8. 2. 9       | 同 上                              |
| 茨城県県西食肉衛生検査所       | 8. 2. 9       | 同 上                              |
| 茨城県立下館第二高等学校       | 8. 2. 9       | 同 上                              |
| 茨城県農業総合センター蚕業研究所   | 8. 2. 13      | 同 上                              |
| 茨城県下妻警察署           | 8. 2. 13      | 同 上                              |
| 茨城県立下妻第一高等学校       | 8. 2. 13      | 同 上                              |
| 茨城県鹿嶋警察署           | 8. 2. 15      | 同 上                              |
| 茨城県境警察署            | 8. 2. 15      | 同 上                              |
| 茨城県結城警察署           | 8. 2. 16      | 同 上                              |
| 茨城県工業技術センター繊維工業指導所 | 8. 2. 16      | 同 上                              |
| 茨城県立結城養護学校         | 8. 2. 16      | 同 上                              |
| 茨城県大洗都市公園事務所       | 8. 2. 19      | 同 上                              |
| 茨城県那珂警察署           | 8. 2. 19      | 同 上                              |
| 茨城県立里美高等学校         | 8. 2. 19      | 同 上                              |
| 茨城県立石下高等学校         | 8. 2. 20      | 同 上                              |

| 機 関 名                                                    | 実施年月日          | 監 査 の 結 果                        |
|----------------------------------------------------------|----------------|----------------------------------|
| 茨 城 県 つ く ば 保 健 所                                        | 平成<br>8. 2. 20 | 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 つ く ば 都 市 整 備 局                                    | 8. 2. 20       | 同 上                              |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>下 館 地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー     | 8. 2. 21       | 同 上                              |
| 茨 城 県 下 館 地 方 福 祉 事 務 所                                  | 8. 2. 21       | 同 上                              |
| 茨 城 県 県 西 教 育 事 務 所                                      | 8. 2. 21       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 佐 竹 高 等 学 校                                      | 8. 2. 21       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 那 珂 高 等 学 校                                      | 8. 2. 21       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 太 田 第 二 高 等 学 校                                  | 8. 2. 21       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 太 田 第 一 高 等 学 校                                  | 8. 2. 21       | 同 上                              |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>常 陸 太 田 地 域 農 業 改 良 普 及 セ ン タ ー | 8. 2. 22       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 古 河 第 三 高 等 学 校                                  | 8. 2. 22       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 岩 井 高 等 学 校                                      | 8. 2. 22       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 境 高 等 学 校                                        | 8. 2. 22       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 江 戸 崎 西 高 等 学 校                                  | 8. 2. 23       | 同 上                              |
| 茨 城 県 江 戸 崎 地 方 福 祉 事 務 所                                | 8. 2. 23       | 同 上                              |
| 茨 城 県 下 館 保 健 所                                          | 8. 2. 23       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 下 館 第 一 高 等 学 校                                  | 8. 2. 23       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 岩 瀬 高 等 学 校                                      | 8. 2. 23       | 同 上                              |
| 茨 城 県 麻 生 警 察 署                                          | 8. 2. 26       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 麻 生 高 等 学 校                                      | 8. 2. 26       | 同 上                              |
| 茨 城 県 内 水 面 水 産 試 験 場                                    | 8. 2. 26       | 同 上                              |
| 茨 城 県 笠 間 保 健 所                                          | 8. 2. 26       | 同 上                              |
| 茨 城 県 笠 間 警 察 署                                          | 8. 2. 26       | 同 上                              |
| 茨 城 県 動 物 指 導 セ ン タ ー                                    | 8. 2. 26       | 同 上                              |
| 茨 城 県 太 田 警 察 署                                          | 8. 2. 27       | 同 上                              |



| 機 関 名                                   | 実施年月日          | 監 査 の 結 果                        |
|-----------------------------------------|----------------|----------------------------------|
| 茨 城 県 立 潮 来 高 等 学 校                     | 平成<br>8. 2. 27 | 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 鹿 島 高 等 学 校                     | 8. 2. 27       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 鹿 島 養 護 学 校                     | 8. 2. 28       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 波 崎 柳 川 高 等 学 校                 | 8. 2. 28       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 鹿 島 技 術 専 門 学 校                 | 8. 2. 28       | 同 上                              |
| 茨城県工業技術センター窯業指導所                        | 8. 2. 28       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 鹿 島 灘 高 等 学 校                   | 8. 2. 29       | 同 上                              |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>麻生地域農業改良普及センター | 8. 2. 29       | 同 上                              |
| 茨 城 県 水 産 試 験 場                         | 8. 2. 29       | 同 上                              |
| 茨 城 県 ひ た ち な か 保 健 所                   | 8. 2. 29       | 同 上                              |
| 茨 城 県 潮 来 保 健 所                         | 8. 3. 1        | 同 上                              |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>鹿島地帯特産指導所      | 8. 3. 1        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 神 栖 高 等 学 校                     | 8. 3. 1        | 同 上                              |
| 茨 城 県 農 業 総 合 セ ン タ ー<br>笠間地域農業改良普及センター | 8. 3. 4        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 笠 間 高 等 学 校                     | 8. 3. 4        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 古 河 第 一 高 等 学 校                 | 8. 3. 4        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 波 崎 高 等 学 校                     | 8. 3. 5        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 守 谷 高 等 学 校                     | 8. 3. 5        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 佐 和 高 等 学 校                     | 8. 3. 5        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 牛 久 栄 進 高 等 学 校                 | 8. 3. 6        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 取 手 松 陽 高 等 学 校                 | 8. 3. 6        | 同 上                              |
| 茨 城 県 竜 ケ 崎 警 察 署                       | 8. 3. 6        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 藤 代 高 等 学 校                     | 8. 3. 6        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 取 手 第 一 高 等 学 校                 | 8. 3. 7        | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 牛 久 高 等 学 校                     | 8. 3. 7        | 同 上                              |

| 機 関 名                         | 実施年月日         | 監 査 の 結 果                        |
|-------------------------------|---------------|----------------------------------|
| 茨 城 県 ひ た ち な か 東 警 察 署       | 平成<br>8. 3. 7 | 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されたものと認める。 |
| 茨 城 県 立 那 珂 湊 第 一 高 等 学 校     | 8. 3. 7       | 同 上                              |
| 茨 城 県 ひ た ち な か 西 警 察 署       | 8. 3. 8       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 勝 田 養 護 学 校           | 8. 3. 8       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 三 和 産 業 技 術 専 門 学 院   | 8. 3. 8       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 那 珂 湊 第 二 高 等 学 校     | 8. 3. 8       | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 三 和 高 等 学 校           | 8. 3. 12      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 岩 井 西 高 等 学 校         | 8. 3. 12      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 大 洗 高 等 学 校           | 8. 3. 12      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 勝 田 高 等 学 校           | 8. 3. 12      | 同 上                              |
| 茨 城 県 職 員 東 京 宿 泊 所           | 8. 3. 14      | 同 上                              |
| 茨 城 県 東 京 事 務 所               | 8. 3. 14      | 同 上                              |
| 茨 城 県 東 京 農 産 流 通 指 導 セ ン タ ー | 8. 3. 14      | 同 上                              |
| ミュージウムパーク茨城県自然博物館             | 8. 3. 14      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 竜 ケ 崎 第 一 高 等 学 校     | 8. 3. 15      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 取 手 第 二 高 等 学 校       | 8. 3. 18      | 同 上                              |
| 茨 城 県 取 手 警 察 署               | 8. 3. 18      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 藤 代 紫 水 高 等 学 校       | 8. 3. 18      | 同 上                              |
| 茨 城 県 常 陸 太 田 保 健 所           | 8. 3. 18      | 同 上                              |
| 茨 城 県 常 陸 太 田 地 方 福 祉 事 務 所   | 8. 3. 18      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 茨 城 学 園               | 8. 3. 18      | 同 上                              |
| 茨 城 県 薊 検 定 所                 | 8. 3. 19      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 筑 波 高 等 学 校           | 8. 3. 19      | 同 上                              |
| 茨 城 県 土 浦 警 察 署               | 8. 3. 19      | 同 上                              |
| 茨 城 県 立 土 浦 第 二 高 等 学 校       | 8. 3. 19      | 同 上                              |

| 機 関 名         | 実施年月日          | 監 査 の 結 果                        |
|---------------|----------------|----------------------------------|
| 茨城県東京商工観光事務所  | 平成<br>8. 3. 21 | 財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されたものと認める。 |
| 茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所 | 8. 3. 21       | 同 上                              |
| 茨城県立並木高等学校    | 8. 3. 21       | 同 上                              |
| 茨城県立土浦養護学校    | 8. 3. 22       | 同 上                              |
| 茨城県立土浦第一高等学校  | 8. 3. 22       | 同 上                              |
| 茨城県県南食肉衛生検査所  | 8. 3. 22       | 同 上                              |
| 茨城県県南家畜保健衛生所  | 8. 3. 22       | 同 上                              |

~~~~~

茨城県監査委員公告第7号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定に基づく財政的援助団体の監査を執行したので、同法同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成8年5月7日

茨城県監査委員 荒 井 學
同 遠 井 光 雄
同 黒 川 活
同 鈴 木 恒 寛

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
茨城県牛乳協同組合	平成 8. 2. 15	平成 6年度	(補助団体) 補 助 金 1 学校給食用牛乳供給事業費 補助金 142,387,353円 2 学校給食用牛乳供給事業輸 送費補助金 285,716円	補助金に係る出納その他の 事務の執行については、おお むね適正に処理されたものと 認める。
財団法人 茨城県農業担い手育 成基金	8. 2. 15	6年度	(出資その他の財政的援助団体) 出 資 金 300,000,000円 (基本金) 525,000,000円 貸 付 金 就農支援資金 21,000,000円	出資及び貸付金に係る出納 その他の事務の執行について は、おおむね適正に処理され たものと認める。
茨城県農業共済組合 連合会	8. 2. 19	6年度	(出資その他の財政的援助団体) 出 資 金 8,640,000円 (基本金) 17,280,000円 補 助 金 1 農業共済団体等事務費補助	出資及び補助金に係る出納 その他の事務の執行について は、おおむね適正に処理され たものと認める。

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
			金 186,924,000円 2 農業共済地域再編整備事業 費補助金 2,000,000円 3 果樹共済活性化対策事業費 補助金 2,000,000円 4 園芸施設共済活性化対策事 業費補助金 2,000,000円 5 水田営農活性化総合対策事 業費等補助金 350,000円 6 家畜共済損害防止事業費補 助金 2,400,000円	
茨城県信用漁業協同 組合連合会	8. 2. 27	6 年度	(補助団体・貸付団体) 補 助 金 漁業近代化資金等利子補給金 53,965,342円 貸 付 金 1 茨城県水産振興資金 528,000,000円 2 沿海水産加工業構造改善対 策資金 120,000,000円	補助金等に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されたものと認める。
学校法人 鹿島学園	8. 2. 29	6 年度	(補助団体) 補 助 金 1 私立小中高等学校経常費補 助金 295,551,680円 2 私立小中高等学校経常費補 助金(教育改革推進特別補助) 360,000円 3 私立小中高等学校施設設備 整備費補助金 1,829,000円 4 結核健康診断・予防接種費 補助金 107,912円	補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されたものと認める。
財団法人 筑波メディカルセン ター	8. 3. 1	6 年度	(補助団体・貸付団体・公の施設 管理委託団体) 補 助 金 1 筑波メディカルセンター救 命救急センター運営費補助金 127,277,000円 2 筑波メディカルセンター病	補助金、貸付金及び公の施設管理委託に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されたものと認める。

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
			院救命救急センター設備整備 費補助金 159,993,000円 3 筑波剖検センター運営事業 補助金 8,000,000円 4 院内保育事業運営費補助金 7,440,000円 5 院内感染対策設備整備事業 補助金 1,552,000円 6 救急自動車医師、看護婦同 乗及びホットラインシステム 事業補助金 816,000円 貸 付 金 筑波メディカルセンター病院 運営資金貸付金 150,000,000円 委 託 料 つくば看護専門学校管理委託 費 114,409,771円	
筑波新都市開発株式 会社	8. 3. 1	6 年度	(公の施設管理委託団体) 委 託 料 1 洞峰公園維持管理業務委託 料 261,568,500円 2 洞峰公園公金徴収事務委託 料 1,824,559円 3 赤塚公園維持管理業務委託 料 49,543,000円 4 道路維持修繕業務委託料 435,896,000円 5 学園共同溝維持管理業務委 託料 3,512,300円 6 筑波北部工業団地共同施設 用地植栽管理業務委託料 2,985,970円 7 筑波西部工業団地共同施設 用地植栽管理業務委託料 2,319,045円	公の施設管理委託に係る出 納その他の事務の執行につい ては、おおむね適正に処理さ れたものと認める。
茨城県農業会議	8. 3. 5	6 年度	(補助団体) 補 助 金	補助金に係る出納その他の 事務の執行については、おお

機 関 名	実施年月日	対象年度	監 査 の 対 象	監 査 の 結 果
			1 茨城県農業会議費補助金 107,333,000円 2 農業団体対策推進事業費補助金 25,100,000円 3 農業構造改善推進費補助金 37,550,000円 4 水田営農活性化総合対策事業費等補助金 350,000円	むね適正に処理されたものと認める。
学校法人 愛国学園	8. 3. 15	6年度	(補助団体) 補 助 金 私立小中高等学校経常費補助金 212,831,620円	補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されたものと認める。
東洋大学附属 牛久高等学校	8. 3. 15	6年度	(補助団体) 補 助 金 1 私立小中高等学校経常費補助金 455,359,830円 2 私立小中高等学校経常費補助金(教育改革推進特別補助) 180,000円 3 私立高等学校授業料減免事業費補助金 1,104,000円 4 結核健康診断・予防接種費補助金 178,024円	補助金に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されたものと認める。

~~~~~  
(人 事 委 員 会)

◎平成8年度茨城県職員採用上級試験の実施

上記試験を次により行います。

平成8年5月7日

茨城県人事委員会委員長 江 橋 湖 三 郎

○第1次試験日 平成8年6月30日(日)

○受 付 期 間 平成8年5月20日(月)～6月4日(火)

○試験区分(職種)、採用予定人員、勤務場所及び勤務内容

| 試 験 区 分 | 採用予定人員       | 勤 務 場 所 及 び 職 務 内 容                             |
|---------|--------------|-------------------------------------------------|
| 上<br>級  | 事 務<br>40名程度 | 知事部局、教育委員会、警察本部等の本庁又は出先機関で、主に一般行政事務に従事します。      |
|         | 電 気<br>2名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に電気設備の設計、施工管理及び保守管理等の業務に従事します。 |
|         | 機 械<br>1名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に機械設備の設計、施工管理及び保守管理等の業務に従事します。 |

| 試 験 区 分                        |       | 採用予定人員 | 勤 務 場 所 及 び 職 務 内 容                                             |
|--------------------------------|-------|--------|-----------------------------------------------------------------|
| 上<br><br><br><br><br><br><br>級 | 土 木   | 10名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に道路、河川、港湾、都市計画等の事業の調査、設計及び施工管理等の業務に従事します。      |
|                                | 建 築   | 1 名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に県有建築物の設計、施工管理及び保守管理又は建築指導等の業務に従事します。          |
|                                | 化 学   | 2 名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に公害に関する調査研究及び監視観測又は上・下水道の水質検査等の業務に従事します。       |
|                                | 薬 剤 師 | 5 名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に薬事・毒物等の監視、食品衛生等に関する監視又は病院における調剤等の業務に従事します。    |
|                                | 農 業   | 10名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に農業の振興、農業経営の指導援助、農業に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に従事します。 |
|                                | 農業土木  | 2 名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に土地改良事業の調査、設計及び施工管理等の業務に従事します。                 |
|                                | 畜 産   | 2 名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に畜産の振興、畜産経営の指導援助、畜産に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に従事します。 |
|                                | 林 業   | 1 名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に林業の振興、林業経営の指導援助、林業に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に従事します。 |
|                                | 水 産   | 1 名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主に水産の振興、水産経営の指導援助、水産に関する技術の普及指導・試験研究等の業務に従事します。 |
|                                | 獣 医 師 | 10名程度  | 知事部局等の本庁又は出先機関で、主にと畜検査、家畜保健衛生及び食品衛生等に関する監視等の業務に従事します。           |

- ▶ 事務職の採用予定人員は知事部局35名程度、教育委員会、警察本部それぞれ若干名です。
- ▶ 採用予定人員については、変更になる場合があります。
- ▶ このほか、学芸員（近代美術（主に日本画）、通訳（フィリピン語、ペルシャ語）及び犯罪鑑識員（電気）の採用選考も上級試験と同一試験日に行います。受験資格等詳細につきましては別に選考案内を配布しています。なお、選考案内の請求等については「採用選考についての問い合わせ先」を御覧ください。

## ○受験資格

昭和43年4月2日から昭和50年4月1日までに生まれた者（獣医師については昭和41年4月2日から昭和48年4月1日までに生まれた者）

- ▶ ただし、次の職種については、このほかにそれぞれ次の資格要件等を必要とします。

|       |                                                                                                                              |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 薬 剤 師 | 薬剤師の免許取得者又は薬剤師国家試験の受験資格取得者若しくは平成9年3月31日までに受験資格取得見込みの者                                                                        |
| 農 業   | 農業改良普及員若しくは改良普及員（基礎選択項目：農業経営）の資格取得者若しくは農業改良助長法施行令附則第4項の規定により改良普及員資格試験に合格した者とみなされる者又は平成9年3月31日までに改良普及員（基礎選択項目：農業経営）の資格取得見込みの者 |
| 畜 産   | 農業改良普及員若しくは改良普及員（基礎選択項目：農業経営）の資格取得者又は平成9年3月31日までに改良普及員（基礎選択項目：農業経営）の資格取得見込みの者                                                |
| 獣 医 師 | 獣医師の免許取得者又は獣医師国家試験の受験資格取得者若しくは平成9年3月31日までに受験資格取得見込みの者                                                                        |

- ▶ 上記の資格に該当する者であっても、次の各号の一に該当する者は受験できません。

(1) 日本の国籍を有しない者

- (2) 禁治産者及び準禁治産者
- (3) 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終るまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 茨城県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (5) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## ○試験日時及び試験場

| 区 分   | 日 時                                      | 試 験 場                                                                                                                                                            | 備 考                                                       |
|-------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 第1次試験 | 6月30日(日)<br>午前8時30分～午後4時10分              | 県立水戸第一高等学校<br>〔水戸市三の丸3-10-1〕<br>TEL 029 (224) 2254)<br>県立水戸第二高等学校<br>〔水戸市大町2-2-14〕<br>TEL 029 (224) 2543)<br>県立水戸第三高等学校<br>〔水戸市三の丸2-7-27〕<br>TEL 029 (224) 2044) | 受験する試験場は、<br>人事委員会で指定しま<br>す。<br>試験場への自動車の<br>乗入れは、禁止します。 |
| 第2次試験 | 8月1日(木)～2日(金)<br>8月5日(月)～6日(火)<br>のうちの1日 | 茨城県職員会館<br>〔水戸市三の丸1-7-41〕<br>TEL 029 (224) 3991)                                                                                                                 | 試験日時は、人事委<br>員会で指定します。                                    |

## ○試験の方法

| 項 目       | 方 法  | 内 容             |
|-----------|------|-----------------|
| 第 一 次 試 験 | 教養試験 | 択一式<br>(2時間30分) |
|           | 専門試験 | 択一式<br>(2時間)    |
|           | 論文試験 | (1時間20分)        |
|           | 口述試験 |                 |
| 第 二 次 試 験 | 適性検査 |                 |
|           | 身体検査 |                 |
| 資格調査      |      |                 |

筆記試験とし、公務員として必要な一般的知識、知能について大学で履修した程度の問題を出題します(出題分野は別表参照)。  
55問出題45問解答。このうち、知識分野の問題は、30問出題し20問を選択して解答。知能分野の問題は、25問出題し全問必須解答です。

筆記試験とし、職種に応じた専門的知識、能力、技術等について大学で履修した程度の問題を出題します(出題分野は別表参照)。

事 務 55問出題45問解答  
その他の職種 40問出題し全問必須解答

文章による表現力、課題に対する理解力等をみます。

主として人物についての評定を行うものとし、個別面接及び集団討論を実施します。

通常の職務遂行に必要な適性の有無について検査します。

通常の職務遂行に支障をきたすおそれのある疾病等の有無について検査します(医療機関で検査した検査書の提出を求めます。)

受験資格の有無等について調査します。

## ○合格者の発表

| 区 分        | 期 日  | 方 法                                                |
|------------|------|----------------------------------------------------|
| 第1次試験合格者発表 | 7月中旬 | 人事委員会事務局及び水戸、鉾田、土浦、<br>下館の県合同庁舎掲示板に受験番号を掲示し<br>ます。 |
| 最終合格者発表    | 8月下旬 | 合格者のみに通知し<br>ます。<br>受験者全員に合否の結<br>果を通知します。         |



○合格から採用まで

- ▶ 合格者は、当人事委員会が作成する採用候補者名簿に登載され、当人事委員会は任命権者（知事、教育委員会、警察本部長等）からの請求に応じて成績順に推薦します。任命権者は、それによって本人の意向等を考慮のうえ、欠員に応じて採用することになっています。

採用は原則として平成 9 年 4 月 1 日以降ですが、場合によってはそれ以前に採用されることがあります。

- ▶ 採用候補者名簿の有効期間は 1 年です。
- ▶ 農業及び畜産にあつては、平成 9 年 3 月 31 日までに改良普及員（基礎選択項目：農業経営）の資格取得見込みの者が、同日までに当該資格を取得しない場合は、この試験に合格しても採用されません。

薬剤師及び獣医師にあつては、それぞれの免許を取得しない者は、この試験に合格しても採用されません。なお、薬剤師の場合、来春実施の国家試験を受験した者については、国家試験合格発表後に採用されます。

○給 与

給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されますが、たとえば大学卒業直後に採用された者で行政職の給料表が適用される場合には、175,600 円（平成 8. 4. 1 現在）が支給されます。

- ▶ 学校卒業後一定の経験年数がある者は、上記金額に一定額が加算されます。
- ▶ このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末・勤勉手当（給料月額約 5.2 ヶ月分）等が支給されます。

○受験手続

|                    |                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込書の請求先及び<br>申 込 先 | 茨城県人事委員会事務局<br>（〒310 水戸市三の丸 1 - 5 - 38 茨城県庁内〈分庁舎 3 階〉）                                                                                                                                                                |
| 郵便による請求方法          | 封筒の表に「上級請求」と朱書し、190 円切手をはったあて先を明記した返信用封筒（角形 2 号〔縦 33cm×横 24cm 程度〕）を同封して、請求してください。                                                                                                                                     |
| 申 込 方 法            | 申込用紙に所要事項を記入し、申込用紙（Ⅰ）に最近 3 か月以内に撮影した写真（縦、横 4 cm、上半身、脱帽、正面向きのもの）をはり、受験票の「郵便はがき」にあて先明記のうえ、50 円切手を必ずはって当人事委員会事務局に直接持参するか又は郵送してください。<br>なお、郵便で申し込む際は角形 3 号封筒（縦 28cm×横 22cm 程度）の表に「受験申込」と朱書し、 <u>「簡易書留」等確実な方法をとってください。</u> |
| 受 付 時 間            | 月曜日から金曜日までの午前 8 時 30～午後 5 時まで。<br>郵送の場合は、6 月 4 日までの消印のあるものに限り受け付けます。                                                                                                                                                  |

- ▶ 受付締切り間際の郵便での請求は御遠慮ください。
- ▶ 受験票は 6 月 12 日ごろ郵送しますが、6 月 18 日ごろまでに到着しないときは、当人事委員会事務局まで問い合わせてください。
- ▶ 申込書受理後の試験区分（職種）の変更又は重複申込みは認めません。

○試験結果の開示について

この試験の結果については、茨城県個人情報保護に関する条例第 21 条の規定により口頭で開示を請求することができます。開示を希望する人は、受験票を持参のうえ、受験者本人が直接おいでください。電話、はがき等による開示の請求はできません。

| 試 験     | 開示請求できる人 | 開示する内容   | 開 示 の 日 時      | 開 示 の 場 所 |
|---------|----------|----------|----------------|-----------|
| 第 1 次試験 | 不 合 格 者  | 総合得点及び順位 | 合格発表の日から 1 か月間 | 人事委員会事務局  |
| 第 2 次試験 | 受 験 者    |          |                |           |

## ○この試験についての問い合わせ先

茨城県人事委員会事務局

〒310 水戸市三の丸 1 - 5 - 38 茨城県庁内

電 話 029 (221) 8111 (内線5321～4)

## ○学芸員の採用選考についての選考案内の請求及び問い合わせ先

茨城県教育庁総務課

〒310 水戸市三の丸 1 - 5 - 38 茨城県庁内

電 話 029 (221) 8111 (内線5111～2)

## ○通訳・犯罪鑑識員の採用選考についての選考案内の請求及び問い合わせ先

茨城県警察本部警務課

〒310 水戸市三の丸 1 - 5 - 38

電 話 029 (224) 2111 (内線2315～6)

▶ 保健婦、看護婦等特殊な知識、技能、資格を必要とする職種については、欠員がある場合に限り、選考により採用を行っています。希望される方は、茨城県総務部人事課（029-224-0925）又は当人事委員会事務局に問い合わせください。

▶ 茨城県警察官採用試験も行っていますので、受験を希望される方は、茨城県警察本部警務課、当人員委員会事務局又は最寄りの警察署に問い合わせてください。

## 別表

## 試験問題分野一覧表（数字は出題予定表）

| 試 験 区 分 |       | 出 題 分 野                                                             |
|---------|-------|---------------------------------------------------------------------|
| 教 養 試 験 |       | 社会科学⑩、人文科学⑩、自然科学⑩、判断推理⑩、文章理解（英語を含む。）⑨、数的処理⑤、資料解釈①                   |
| 専 門 試 験 | 事 務   | 政治学④、行政学③、憲法⑥、行政法⑤、民法⑤、刑法②、労働法②、経済原論・経済政策・経済史⑮、財政学⑤、社会政策③、社会学③、心理学② |
|         | 電 気   | 数学・物理⑩、電磁気学④、電気回路④、電気材料②、電気計測・制御④、電子工学⑧、電力工学⑥、通信工学②                 |
|         | 機 械   | 数学・物理⑩、材料力学④、流体力学④、熱力学④、電気工学②、機械力学④、機械設計⑥、機械材料③、機械工作③               |
|         | 土 木   | 数学・物理⑩、応用力学⑥、水理学⑥、土質工学④、測量②、材料・施工④、都市計画②、土木計画⑥                      |
|         | 建 築   | 数学・物理⑩、材料学②、構造力学⑤、環境原論④、建築史②、建築構造④、建築計画⑤、都市計画③、建築設備②、建築施工③          |
|         | 化 学   | 数学・物理⑦、物理化学⑧、分析化学③、無機化学④、無機工業化学③、有機化学⑤、有機工業化学④、化学工学⑥                |
|         | 薬 剤 師 | 物理化学⑤、分析化学②、無機化学③、有機化学⑤、生化学⑦、薬剤学⑤、衛生化学⑤、生薬学②、薬理学⑥                   |

| 試 験 区 分          |       | 出 題 分 野                                                                                 |
|------------------|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 専<br>門<br>試<br>験 | 農 業   | 栽培学汎論⑦, 作物学⑤, 園芸学⑤, 育種遺伝学⑤, 植物病理学④, 昆虫学④, 土壤肥料学③, 植物生理学③, 畜産一般②, 農業経済一般②                |
|                  | 農業土木  | 数学③, 水理学④, 応用力学③, 土壤物理②, 計量②, 材料・施工②, 農業水利⑤, 土地改良⑤, 農業造構⑤, 農地造成②, 農学一般④, 農業機械③          |
|                  | 畜 産   | 家畜育種学⑤, 家畜繁殖学④, 家畜飼養学④, 家畜生理学④, 農業経営一般⑤, 畜産物利用学⑤, 家畜衛生学⑥, 飼料学③, 家畜栄養学④                  |
|                  | 林 業   | 林業政策⑦, 林業経営学⑦, 造林学⑫, 林業工学④, 林産一般④, 砂防工学⑥                                                |
|                  | 水 産   | 水産学通論・漁政④, 水産経済②, 水産生物学⑥, 水産海洋学・水産物理学⑦, 水産化学⑧, 水産資源学・水産増殖学⑤, 漁業学④, 水産利用学④               |
|                  | 獣 医 師 | 家畜解剖学・家畜生理学・家畜薬理学⑤, 家畜内科学・家畜外科学・家畜寄生虫病学⑦, 家畜微生物学・家畜伝染病学⑧, 家畜繁殖学⑦, 獣医公衆衛生学⑧, 家畜衛生学・畜産一般⑤ |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも 1 月)  
休日の場合は線下発行) 金 3, 0 0 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸 1 丁目 5 番 38 号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029 (221) 8 1 1 1 (代)